

早稲田大学大学院法学研究科

2018年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

ディシプリンとしての憲法学
—フランス第三共和制憲法学の誕生・展開・変容—

申請者氏名

春山 習

主査 早稲田大学准教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授

金澤 孝
博士（法学）（早稲田大学）
水島 朝穂
長谷部 恭男

春山習氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学法学部助手 春山習氏は、早稲田大学学位規則第7条1項に基づき、2017年10月12日、その論文「ディシプリンとしての憲法学—フランス第三共和制憲法学の誕生・展開・変容—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2018年2月5日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I. 本論文の構成と内容

(1) 本論文の目的と構成

本論文は、フランスにおいて憲法学が一つのディシプリンとして認知され、集団としての「憲法学者」ないし、主として憲法を念頭に置いた「公法学者」が誕生した19世紀末の第三共和制に焦点を当て、同時期における憲法学の誕生と展開、変容を辿るものである。著者の問題意識は、「憲法学」というディシプリンそのものの自明性に疑問を投げかけ、かかる「学」がいかなる歴史的背景のもとで成立したか、別言すれば、「憲法学」の時代拘束性を明らかにすることで、究極的には現代の憲法をめぐる言説の意義と可能性を問い直すことにある。フランス第三共和制に現代憲法学の源流があること、同時期の憲法学に「政治学的傾向」が見られることは専門家の間ではよく知られている。著者の独自性は、従来、看過されてきた当時の大学制度に着目し、認識論的なアプローチから、「憲法学」を生み出した客観的条件としての制度的基盤を解明しようとする点にある。結論としては、「憲法学」は「法」と「政治」の交錯点に位置づけられるものだと主張に至る。

本論文の構成は次のとおりである。

序章

第1章 19世紀フランスにおける大学改革と憲法学

第2章 公法学の構想：フェルディナン・ラルノードの公法学

第3章 憲法学の誕生：アデマール・エスマンの憲法学

第4章 憲法学の展開：レオン・デュギ、モーリス・オーリウの憲法学

第5章 憲法学の変容：ジョゼフ・バルテルミの憲法学

終章

(2) 本論文の内容

序章

序章では、問題の所在(第1節)、先行研究の分析と本研究の位置づけ(第2節)、構成(第3節)が述べられる。

いかなる「知のあり方」も時代の拘束を免れず、法学もまた同様である。したが

って憲法学をトータルに把握するためには、現状の「憲法学的なるもの」に安住せず、「ディシプリンとしての憲法学」として意識的にその枠組みを検討しなければならない。憲法をめぐる知の言説が如何にして編成されたのかは、歴史の具体的な背景のもとで考察する必要がある。とはいえ、無数の社会的、経済的、思想的な要因の全てを解明することは難しい。そこで、本論文は、憲法学の最重要の前提の一つである大学を中心に、そこに登場した憲法学者を検討対象とすることになる。学問という営みが大学組織を基点に発展してきたことと、フランス第三共和制が大学改革のみならず学問の一転換期であったことに照らせば、こうした対象の限定には相応の根拠があると言える。

著者は認識論的なアプローチを採用する。この方法論については日本の憲法学における先駆者として鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』を挙げることができる。また同様のアプローチでフランス憲法学説史を描き出したマリ＝ジョエル・ルドールもいる。ただし前者は、マルクス主義の立場から憲法イデオロギーを暴露することに主眼があり、憲法学という学問を規定していた客観的条件は明らかにされていない。また後者については、専ら社会経済的変動との関係で憲法学の展開を捉えている点で、一面的なきらいがある。

フランス第三共和制憲法学史については、樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』と高橋和之『現代憲法理論の源流』という重要な先行業績がある。樋口がフランス憲法学の「政治学的傾向」を指摘したのに対し、高橋は、そうした傾向の背景には伝統的国家理論から社会学的国家理論への転換があると議論を一步前進させた。だが両者には、憲法学それ自体がいかなる制度的基盤の上に成立したのか、という視点が決定的に欠如している。第三共和制憲法学を生み出したのは共和派による権力奪取であり、彼らの推進した大学政策であったのである。したがって、本論文は、認識論的見地から、樋口、高橋の研究を批判的に検証する意味も有していると言えよう。

第1章 19世紀フランスにおける大学改革と憲法学

第1章は、フランスの大学制度とその改革（第1節）、法科ファキュルテと私法の優位（第2節）、サクリストの見解（第3節）、サクリスト説の検討（第4節）、小括（第5節）の全5節で構成されている。本章では、19世紀における大学制度のあり様が、憲法学というディシプリンの誕生する客観的、制度的前提として描写される。

フランスにおいて厳密な意味での総合大学が誕生するのは1896年である。この背景には、普仏戦争に敗北した後に、特に自然科学におけるドイツとの学問格差から大学改革の必要性を関係者が痛感したことがある。第三共和制が成立し、共和派が政権奪取すると改革が推し進められる。ファキュルテ（学部）連合体が制度上、統一されて総合大学が成立した。

法科ファキュルテはもともと実務法曹養成機関であった。そこでの法学教育、法学研究は、専らローマ法と民法という伝統的法学に偏重しており、注釈学派が隆盛を極めていた。

法学と法科ファキュルテの意義や目的がこのようなものだとすれば、憲法学が成立する契機は何であったのか。実際に、1878年にはパリ法科ファキュルテ博士課程に選択科目として憲法学講座が設置され、1881年には必修化、さらに1889年には憲法学が学士課程の必修科目となる。エスマンが『憲法原理』を出版したのは1896年である。

ギョーム・サクリストによれば、1879年の共和派大統領の当選によって実権を握った共和派が、政治的な意図に基づいてパリ法科ファキュルテへの一連の憲法学講座設置を推進したとされる。当該憲法学講座は共和主義イデオロギーもしくは共和主義的憲法学を伝播するための牙城となった。これは、1871年設立の自由政治学院との高等教育における対抗関係や、地方大学（カトリック教会などの保守的勢力との親近性）との対抗関係を通じて加速したとされる。

だが著者は、サクリストの見方はあまりに一面的だと批判する。自由政治学院とはむしろ補完関係にあったと見るべきである。大学改革の本格化にともない、パリ法科ファキュルテでの法学教育もまた法曹養成中心の職業訓練校から、官僚養成をも含む幅広い出口を想定する方向へと移行した。と同時に「政治経済学」という新たな学問（science）領域が取り入れられることにもなり、憲法や行政法はそうしたものに位置づけられていたのである。サクリストは、法学部内部において伝統的法学と、憲法学などの新興勢力が対立していたという図式を提示するが、これも誇張である。むしろ当時は大学の自治が確立していった時期であり、学部内部は同質性の観点から把握すべきである。なお、パリ大学と地方大学の対抗関係という主張の当否については、後に検討されることになる。

このように19世紀末において、パリ法科ファキュルテは、民法から、より実用的な政治経済学という学問へと開かれていく過渡期であった。憲法学はかかる社会および知の変動の中で学問的アイデンティティを模索しなければならなかったことになる。

第2章 公法学の構想：フェルディナン・ラルノードの公法学

第2章は、RDPの創刊とラルノード（第1節）、ラルノードの学問観と方法論（第2節）、小括（第3節）の全3節で構成されている。パリ法科ファキュルテにおいて1894年から一般公法学を担当したフェルディナン・ラルノードについては、日本では殆ど紹介されていない。だが『公法政治学雑誌（RDP）』（以下RDPと記す）の創刊者であり、彼に注目することで、当時の公法学の状況を把握することができると考えられる。

1894年のRDP創刊号において、ラルノードは次の2点について高らかに宣言し

ている。第一に、公法学は民法学と区別されること。民法学がテキスト解釈の研究・教育を内容とするものであるのに対して、公法学は国家を対象とするものである点で異なる。これは法学の中で公法学を自律化させようという試みに他ならない。第二に、政治学を公法学の補完物と位置付けること。政治学は国家を取り巻く諸状況を広く考察することで国家の理解を促進するものだからである。RDPは幅広い論者による投稿や協力のもと、公法学のプラットフォームの役割を果たしていくことになる。

さて RDP 創刊からほぼ 20 年後、当時パリ大学法学部長に在職していたラルノードは、法学部を法学および政治経済学部と呼ぶべきだと記している。これは 20 年を経て、政治経済学の講座が既に定着したことを示している。またラルノードは、公法学をそうした政治学や経済学と同様に「厳密な意味での法」、すなわち民法やローマ法といった伝統的法学につけ加わったものとして理解している。では改めて公法学とは何か。それは国家活動を一般的に記述し分類するものである。19 世紀後半に公法学講座が登場したのは、その時に強力な国家が出現したからであった。つまり社会の転換期において、国家の役割も変化しているという事実が、国家活動を把握する必要性を急激に高めたのである。「国家」の記述を目的とする以上、公法学の方法論は、狭義の法律家の帰納や演繹だけでは不十分であり、比較法や歴史的方法といったアプローチも必須となってこよう。

このようにラルノードは、国家を対象とする学問を公法学として構想し、政治経済学に近い学問として位置づけられたことから、折衷的な方法論が提唱されたのであった。

第 3 章 憲法学の誕生：アデマール・エスマンの憲法学

第 3 章は、方法論（第 1 節）、主権（第 2 節）、国家（第 3 節）、統治（第 4 節）、小括（第 5 節）の全 5 節で構成される。著者の目的はエスマン憲法理論の総合的分析ではない。エスマンが 1896 年に出版した『憲法原理』をもってフランス第三共和制における憲法学の誕生のメルクマールとみなすことができるのはなぜか、という問いを立て、方法論（第 1 節）と国家論（第 2、3、4 節）の二つの観点から解答しようとするのである。

方法論

前章までに明らかになったように、第三共和制憲法学にとっての最も主要な関心事の一つは、憲法学特有の役割ないし意義の探求であり、それゆえに方法論は重要な問題となる。エスマンもまたラルノード同様に総合的方法論を採用している。すなわちドグマティックな方法と、比較法や歴史といった科学的手法を折衷的に用いるのである。前者は憲法学が法学である以上、当然維持しなければならないものであった。他方、後者については次のような意義を有する。エスマンの時代は第 1 章

で確認した大学改革の時期と重なる。この時代に、観察や実証的手法の社会学が隆盛をみた。エスマンは社会学の重要性を認めつつも法学とは切り分ける。社会学は人間社会の自然法則を発見することが目的であり、その対象に国家や政府も含まれることになるため、憲法学と重なり合うように見えるかもしれない。だが憲法学は論理的かつ法的なシステムを構築する法学であって、自然科学としての社会学とは異なる。このように、憲法学は一定の形態に達した国家と政府のみを対象とし、国家と政府の誕生、死滅といった有機的発展を対象とする社会学とは区別される。それでも結論として、エスマンは比較憲法史という社会学の方法を、国家と政府の法則を発見する有効なものとして採用することになる。

以上のような方法論のもとで『憲法原理』は800頁を超える大著として誕生した。エスマンが近代憲法の源流を、一方でイギリスの国制、他方でフランス革命および啓蒙思想に求めていることは周知の事実であるが、同書はこのことを8つの一般原理で具体化している。すなわち前者については、代表制、二院制、大臣責任制、議院内閣制という諸制度であり、後者は国民主権、権力分立、個人権、成文憲法という諸原理である。『憲法原理』では歴史や哲学者の言説から抽象的な制度や原理が導き出され、しかる後にフランス1875年憲法という具体的な実定法の叙述へと向かう構成がとられている。こうした構成自体がエスマン独自のものであったが、学生、研究者向けのスタンダードテキストとして、現代にも受け継がれる模範となってゆく。

国家論

我が国でも既に紹介のあるエスマンの国家論についてみれば、次のことが確認できよう。主権は確かに過去、現在、未来の国民に存するものの、その行使は現在の国民によってなされる。前者は歴史的、社会学的に実体化することが可能であるものの、法的な主権行使は後者に限定される。主権と統治の形態は憲法によって決定される。現在の国民といえども自由に主権を行使できるわけではなく法に基づかねばならない。主権の行使はつまるところ統治者＝代表者の選任、すなわち選挙に帰着するのである。エスマンにとって国民の自由を保障する主権の態様は国民主権であり、統治の形態は合法的統治かつ代表統治であることは前提なのである。そうすると、エスマンは「国民主権の自明性を強調し、議論のレベルを統治のレベルに限定し」、主権論から制度論への議論の組み換えを行っていたと評価することができるであろう。以上を整理すれば次のようになる。国民主権とは、フランスという国家を形成する国民の集合体が存在するという事実を意味し、現在の国民が主権者として政治的意思を表明するという法的な原理も意味する（国家形態）。それと区別される統治形態については、現代における主権者が統治を委任する代表者を法律によって選任することである（合法的統治と代表統治）。このように「エスマンは、君主制を明確に否定し、かつ直接民主主義的要素を排除しつつも、民意を無視する

ことのない理論を構築し、フランス第三共和制の国家のあり方を定式化した」のであり、エスマン自身の立場はともかく、共和派の政治運営に適合的な側面を確かに有していた。

第4章 憲法学の展開：レオン・デュギ、モーリス・オーリウの憲法学

第4章は、デュギの憲法学史上の位置づけ（第1節）、デュギの方法（第2節）、オーリウの憲法学史上の位置づけ（第3節）、オーリウの方法（第4節）、デュギとオーリウの方法（第5節）、デュギ、オーリウの国家論の問題性（第6節）、オーリウの国家論（第7節）、デュギの国家論（第8節）、小括（第9節）の全9節で構成されている。エスマン『憲法原理』によって第三共和制憲法学の誕生を見たとはいえ、憲法学という学問はいまだ強固なディシプリンとして確立してはいなかった。レオン・デュギとモーリス・オーリウは憲法学の枠組みや意義をめぐる次元でエスマンと切り結んでおり、かつ両者の議論の射程の広さは際立っている。そこで彼らの方法論と国家論に焦点を当て、憲法学の「展開」を検証することになる。

方法論

デュギとオーリウの方法論は伝統的法学と、当時の自然科学としての社会学との関係性によって規定されている。

デュギについては、学説が前期と後期に区別されるという指摘がなされてきた。著者は、方法論上、決定的な差異が存在するわけではなく、修正のレベルにとどまり、ヴォロンタリズムを排除しようとしていた点においては一貫している、とみる。議論の都合上、前期・後期として述べるなら、前期では法学を科学にすることが追求された。法則による社会の客観的な把握を通じて、法学を社会学に徹底的に還元することが試みられたのである。このとき法学は法則定立科学となり、社会学が仮に完全なものであったとすれば、法学者固有の存在意義はなくなる。後期のデュギは、前期において排除された意思主義を復活させた。自由意思は因果法則には還元されない。とすれば、法学は社会学に完全に吸収されるものではない。社会および法規範は因果法則ではなく目的法則によって支配されている。デュギは、法規範の中に社会連帯と正義のサンチマンや、サンクシオンという物理的強制力をメルクマールとして取り込むが、これら個人の意識＝主観的要素の存在は、伝統的法学への回帰と評価できるものの、デュギのこだわる法則の客観性とは矛盾をきたすことになった。

オーリウは当初、伝統的法学を基礎とし、社会学的方法に対して警戒心を隠さなかったが、1894年のRDP創刊号掲載の論文で重大な修正を行い、法学との折衷に転じる。上述のとおり、デュギは社会学を基礎とした法則性に法学を包摂しようとしたのに対して、オーリウは、社会の客観的な側面を把握する補助手段として、方法論の次元で社会学を取り入れる。これはオーリウが社会学の外在的な観察だけ

では汲みつくすことのできない「法学」の領域を承認していることも意味している。オーリウにとって、法学は社会をよい状態に導くための道具であり、法規範には正義といった主観的要素が「外側の層」になければならないのである。その意味で伝統的法学と社会学の二元的方法をとっていることになる。

デュギとオーリウの方法論は、「科学」と「法学」とのはざままで憲法学の自律化させざるための取組みであったが、両者とも「科学」に傾斜していた。二人は近代国家をいかに把握するかという問題に直面していたのであり、これは第3章のエスマンと共通している。エスマンとの決定的な差異は、彼らが「社会」領域を設定し、そこから国家が生まれるという視座を有していたことである。エスマンは歴史と比較法により原理を抽出し、それに照らした実定法解釈によって憲法学を体系化していた。それゆえにエスマン憲法学には法学ドグマが必要不可欠だったのである。

国家論

直前に記したように、オーリウは国家を社会の中で把握する。これは、様々な国家に一般的に適用される理論を構築しようとしていることになる。オーリウによれば、社会の中で政治権力が発生し定着することで、法が生み出される。社会との関係で国家権力の制限が追求されるのである。こうした国家には一定の「理念」ないし「イデー」が存在し、それによって単なる政治的統一体とは区別される。つまり国家を特殊な一形態とみなす傾向があるのだが、これはデュギにはないものである。そして前国家的・国家外的存在として、諸個人の私的領域が存在すると考えられている。したがってオーリウの国家像は次のようなものである。「国家は社会を包摂する一つの制度として、客観的な構造とそれを維持する強制力を持ちながら様々な関係を取り結び、自己の法を分泌しながらさらに組織化を進める一つのダイナミズム」である。

デュギにおいても「社会の中の国家」として理解されている。端的に言えば、社会構造と国家権力が無媒介に結びついており、社会法則としての客観法は社会構造から導出され、国家権力はそれによって正当化されると同時に制限されるのである。社会構造を現実に反映するために選挙が存在する。デュギは、当時、事実上の力を保有している者は個々人の数的多数派と職業集団であった見ていたことから、前者について比例代表制、後者はサンディカリズムへと接続する。つまり社会構造の認識が議会代表に反映すべきだという制度論へと帰着するのである。さらにまた現実に大きな力を持っている国家権力には「公役務」という個別的役務が課される。こうして国家権力は再構成され、権力の正当化と制限を実質的に問うことが可能となる。もっとも国家は自律的に権力を行使することはできない。全て客観法に照らして判断される。その点で国家権力の権力性は消去されることになる。著者は、このとき客観法適合性のメルクマールはサンクションであり、国家権力は自ら制定した実定法について強力なサンクションを有しているとすれば、逆説的に、実定法こそ

が最大の正当性を有することになり得るのではないかと指摘している。

デュギとオーリウはエスマンとほぼ同時代の学者であり、同じ課題を共有していた。だがディシプリンの構築という点において、デュギの客観法理論と制度理論は後の世代が批判的に継承してゆくための「形式的引照点」を欠き、エスマンとは異なり、断片的にのみ摂取されることとなった。

第5章 憲法学の変容：ジョゼフ・バルテルミの憲法学

第5章は、両大戦間のフランス（第1節）、バルテルミの方法（第2節）、バルテルミの改革論（第3節）、バルテルミの議会制論（第4節）の全4節で構成されている。ジョゼフ・バルテルミには古典的憲法学の体系を政治学との癒着によって脆弱化させた張本人という意味で「墓掘人」という評価もあるなど毀誉褒貶の激しい存在である。もっとも注意を要するのは彼がエスマン、デュギ、オーリウよりも一回り下の世代だという点である。パリ大学のアグレガシオン(教授資格試験)は1855年から1895年まではローマ法と民法を中心としたジェネラリストを養成するものであったが、1896年からは公法学を含む4つの専門科目に細分化された。こうした制度変更はディシプリンの自律化に寄与したものと考えられる。バルテルミは1906年に合格した、まさに後の世代である。また彼がモンプリエ大学からパリ大学教授へと栄転した1914年は大学改革後の時代でもあり、「国家」も「公法学」もある程度所与のものとなっていた。サクリストはパリ大学対地方大学の対立図式をもとに、地方大学のバルテルミがパリ大学に移ったことを「保守革命」とするが、著者は、むしろ世代間による制度的背景の違いこそが、ディシプリンに作用したと理解している。

方法論

1926年に出版された『憲法概論』では、イギリス流の事例と経験を重視し、「有用で実証的な観察の学」こそが、憲法学だとし、そうした政治学的方法を中心に据えている。事実の観察という方法論は、イデオロギー批判に帰着するのであるが、他方で、バルテルミは、自然法的基礎である連帯＝正義を科学的な概念として導入している。自然法を受け入れた以上、完全に客観的な立場は維持できない。バルテルミは法学と政治学を調和するものと考え、公法学は現実の問題に対して処方箋を出すプラグマティックな学問、「有用」な学であるという意味で、社会工学的方法を採用しているのである。もっとも、バルテルミの社会工学的発想の基底に国家論の思想は存在しない。バルテルミにとって重要なのは国家論そのものではなく、その内部にあるデモクラシーという絶対的な事実であった。国民主権というのはデモクラシーの一つの現れでしかない。デモクラシーが歴史的必然であるとするれば、問題はいかにこの基本原理を具体化、組織化するかということになる。このようなデモクラシーの絶対視と社会工学的発想が、後に彼が下院議員となり制度改革を提唱す

ることになる伏線でもある。

国家論

したがって、バルテルミはエスマン、デュギ、オーリウと同じ意味での国家論を語り得ない。当然のことながら、より「事実」に基づいた制度改革論、特に議会制改革論として語られることになる。著者は、執行権論と比例代表制論、議会制改革論の三つを紹介している。第一にバルテルミの執行権論は選挙人団の拡大による大統領の権限強化を主張するものである。だが議会の機能不全という現実の中でも、議会制である以上、法律の枠内で執行府が行動するという立法府の優位性は認めざるを得ない。それでも大統領の権限強化は議会主権の緩和を意味することから共和派とは相容れない面を有していた。第二に、バルテルミはデモクラシーの組織化として議会を念頭に置き、議院の選出方法に比例代表制を唱えている。ベルギーを比較対象としつつ、多数派代表制では得票数と議席数が比例しないため、国民の深層意識をくみ取ることが難しく、比例代表制こそが世論にも敏感に察知できるとされる。第三に議会制改革論として、①特定イシューについてのレフェランダムを導入、②投票権は社会全体の利益のためであるから義務化すること、③議会の専門性を補完するものとしてコンセイユ・デタを活用すること、④一般的常任委員会制度の導入、⑤議会での発言時間の制限、を強調していたことが指摘される。

このようにバルテルミは、エスマンのように実定法内在的に国家を基礎づけるという憲法学の「現状維持的性格」を放棄し、現実の問題を解決するために、法学の、よりプラグマティックな社会工学的な方法論を採用する。国家の基礎づけもまた不要であり、専ら所与の国家の内部におけるデモクラシー＝議会制の組織化が問題とされる。国家論の不在により主権や権力分立といった原理的問題はフィクションとして退けられ、憲法学の概説書では政治制度の実態分析が大半を占めることになった。著者によれば、バルテルミは、第三共和制後半、当時共和派を支えていた急進派の支持基盤が弱体化し、共和主義的憲法の担い手が失われつつあった中で、従来の議会中心主義ではなく、政党や比例代表制といった制度論によって、「大衆化した民主主義を組織化された議会制へと再編成しようと試みた」のであった。

終章

終章では本論文における検討から得られる示唆という形でポイントが三点にまとめられている。第一に、憲法学というディシプリンの性質について。憲法学は新たな学問領域の影響と伝統的法学との係り合いの中から生み出されてきた。この背景には、法科ファキュルテ内部の路線・構造転換とそれに伴うディシプリンの再編成があった。つまり憲法学は、一方では伝統的法学との差別化により自律する必要があり、同時に他方で、社会学や政治経済学系の新たな学問に対しては、あくまで自らは法学の一領域であること、その点では自律性を主張しなければならない、と

いう両面作戦が求められたのである。自ずと学説は内部的に緊張関係を孕むことになる。この延長線上で、第二に、方法論の観点でみた場合に、ラルノードとエスマンによる伝統的法学方法と科学的方法の折衷を、一層推し進めたのがデュギとオーリウであると位置づけねばならない。確かに前二者と後二者では国家と社会に関する理解において相当の差異はあるものの、エスマンとデュギ、オーリウを単純な対立図式に置くのでは、大学改革の潮流の中で憲法学が自律していったことの意義が希薄化してしまう。第三に、彼らから一世代くだるバルテルミの時代には、憲法学の担う課題がすっかり変わってしまっていた。もはや国家の正当化は不要であり、国家内部の組織と人民の自由を保障することが憲法学それ自体のアイデンティティとなっていたのである。バルテルミはエスマンの政治学的方法を受け継ぎ、デュギのリアリズムも受け継ぎ、オーリウの自然法論的発想も受け継いでいる。「この意味でバルテルミは、第三共和制憲法学なるものがあるとすれば、その象徴的存在」なのである。

このように憲法学というディシプリンは少なくともフランス第三共和制において、誕生から強く歴史に規定されており、社会的実践を通じて生まれたことが分かる。つまり、フランスでは「憲法学は広い意味での社会科学と、伝統的法学の折衷から生まれた」のであり、これを否定的に捉えるべきではない。またこの時代にあっては、法的なものや政治的なものは切り分けられておらず、まさに「政治」と「法」の接点こそが憲法学の領分であった。

著者は、日本の憲法学でも近年のフランスと同じく「法律学」として自らを定位しようという動きが顕著であると認識している。本論文での検討を踏まえるならば、伝統的な法律学観に基づく狭いディシプリン観念にとらわれる必要はなく、社会科学としての憲法学の理念もまた見失うべきではない。その上で、「両者は車の両輪であり、どちらかに偏すれば憲法学としての存在意義を危うくする可能性がある。この緊張に耐えつつ、学問として自らを定位し続けること、それこそが『法』と『政治』の交錯点に身をおくことであろう」と自らの覚悟を示して本論文は締めくくられる。

II. 論文の評価

フランス第三共和制下での憲法学が、フェルディナン・ラルノード指導のパリ大学法学部の再組織という制度的裏付けの下で登場したアダマール・エスマンから、社会学等の隣接諸科学の成果を採り入れつつ、主流であったエスマンに対抗する憲法学を構築しようとしたレオン・デュギおよびモーリス・オーリウを経て、国家の原理論を捨象して制度の運用面に関心を集中し、憲法学の「政治学化」を本格化させたジョゼフ・バルテルミの理論へと変転していく過程が、豊富な文献の参照に支えられ活写されている。

本論での成果を踏まえて終章で展開される著者の提言と指摘、各国で進行する憲

法学の「法律学化」の傾向に対して、法律学外の学問分野との実りある連携が目指されるべきだとの提言、そして憲法学のあり様が、それを取り巻く制度的諸要素と切り離しては考えられないとの指摘も、説得力を備えている。

このように本論文は、知識社会学的なアプローチにより、大学と憲法学の関係、そこでの中心的登場人物である憲法学者を分析することで、憲法学がいかに誕生し、展開、変容を遂げるかの見取り図を描出したものである。そうした議論は、ひとり憲法学にとどまらず、およそ学問という営為が存立する可能性を大学という制度＝外在的要因から解き明かすという意味を持っており、射程は相当に広いはずである。

もっとも本論文の最大の意義はもう少し別のところにある。それは、本論文が、憲法研究者が自らの拠って立つ憲法学という地盤の自明性を根源的に疑い、徹底的に検証した点である。この作業は憲法研究者が自身のアイデンティティを再確認する意味を持つ。生涯を捧げんとする学問がいかなる正体のものなのかを見極めることは、並々ならぬ覚悟がなければ、およそ出来ないことであろう。事実、本論文の結論は、憲法学というディシプリンの自律性は歴史的偶然であって、研究者は法と政治の緊張関係という不安定な足場に立つことの自覚が必要だという、厳しいものであった。このように本論文は、憲法学の核心たる存在意義に直接切り込んだ点にこそ大きな価値があるといえる。

論文の内容について付言すれば、そもそもラルノードについて日本での先行研究は無きに等しい。「フランス近代憲法学の成立」とされるエスマン、そのエスマンにも増して日本の憲法学が折に触れて言及してきたデュギ、オーリウではあるが、ディシプリンの生成という切り口から、特にエスマンとデュギ、オーリウとの対比で、第三共和制憲法学への貢献度、学説の独創性と時代性を明らかにした研究は殆ど存在せず、ましてバルテルミの本格的研究に至っては、著者自身の公刊論文以外には皆無である。こうした点のみをもってしても、本論文の先駆性は明らかであって画期的な意義を有するといえよう。より専門的には、ギョーム・サクリストによる、共和主義法思想の普及を狙う第三共和制政府の積極的主導によりパリ大学法学部における公法の教育・研究が促進されたとの近時非常に影響力のある立論を、次々に相対化してゆく著者の指摘が、貴重な学問的貢献としては特筆に値する。

以上のとおり、本論文は、研究領域ないし対象的的確性と先進性、普遍性、分析視座の独自性、叙述の正確性と明晰性、結論の妥当性と重要性といった、どの点においても極めて高い水準で成功を収めていると考えられる。

フランス第三共和制における憲法学を総体的に扱った研究としては、樋口陽一と高橋和之の二つの金字塔的著作が、長らく定本の地位を占め続けてきた。本論文はこの時代を扱う際には本来ならば避けて通ることのできない、カレ・ド・マルベールを俎上に載せていないことなど、第三共和制憲法学の包括的・網羅的な研究ではなく、あくまで「ディシプリンとしての憲法学」の観点から叙述するものにとどまる。それでも、この極めて詳細で信頼性の高い研究成果は、今後、上記二冊に匹敵

する当該分野の重要な業績として、頻繁に参照・引用されることになるのではないかと思料される。

以上のとおり、本論文は極めて優れたものと評価できる。だが次のように全く問題がないわけではない。

第一に、ディシプリンとしての憲法学という本論文の視点からすると、デュギとオーリウについて社会学の影響下での、それぞれの憲法学の形成過程を丹念に辿るという記述の仕方が適切であったか、疑問は残る。例えばオーリウについていえば、最晩年期『憲法精義〔第2版〕』に見られるような、制度概念を中核に置きながら国家の生成と機能を系統的に説明し正当化する、いわば完成体としての理論を示した上で、それが同時代や後代の憲法学に対して、どのような影響を与えたかを記述するほうが論文の狙いにもかない、それでなくとも難解で知られるオーリウの議論が読者にとって理解しやすいものとなったのではないか。併せて、エスマンによる憲法学上の主要な遺産の一つとして、議院内閣制、大統領制、議会統治制への民主的政体の三分類があるが、このうち本論文では議会統治制への言及がない。共和主義に立脚する代表民主制論者としてのエスマンの特質を示す論点であることから、将来における補充が期待される。

第二に、フランス第三共和制という時代を一括りにすることで、この時期の起伏に富んだ個性が隠されてしまっているのではないかという憾みがある。第三共和制は1870年から1940年までの70年間にわたった長期政体である。これは日本国憲法の年齢とほぼ同じである。著者は憲法学と特定の憲法学者を基軸に第三共和制を捉えるため、本論文の叙述からは70年という時間の感覚が殊のほか希薄である。だが第三共和制は第一次世界大戦を間に挟む、世界的に見れば激動期のはずである。ドイツを念頭に置けば同じ70年間を一括して論ずることが無意味なことは自明であり、目を日本に転じても同様であろう。本論文では、憲法学を可能ならしめる制度的要因を大学に限定したことで、大学それ自体を成り立たせる、より大きな政治・社会的背景への言及が、少なくとも大学改革以外の文脈では見られなくなってしまった。その点で、例えば第三共和制をさらに幾つかに時期区分するという工夫が必要だったかもしれない。また学問の文脈でも、この時代に生じた「知」の地殻変動というより大きな文脈を前面に押し出したほうが、叙述が一層厚いものとなったのではないか。

それとの関連で、本論文は知識社会学のアプローチから、憲法学というディシプリンを学問として自律化させる要因を外在的なものに絞って検証しているが、当然のことながら、それぞれの憲法学者に固有の事情、いわば内在的要因もまた考慮する必要があるはずである。もちろん、その場合には検討すべき論者とテキストは倍増することになるだろう。繰り返しになるが、著者は、憲法学者には、「法」と「政治」の「交錯点」という不安定な地点こそが自らの存立基盤なのだという自覚が強く求められると説き、外在的要因と内在的要因の相互作用の結節点にこそ憲法学

(者) の存在可能性があることを認識している。今後の研究において、さらなる深化を望みたい。

なお、こうした問題を指摘できるとしても、本論文の優れた価値と秀でた評価が減ぜられることは一切ない。

Ⅲ. 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2018年2月5日

審査員

主査 早稲田大学准教授 金澤 孝（憲法）

副査 早稲田大学教授 水島 朝穂（憲法）

早稲田大学教授 長谷部 恭男（憲法）

【付記】

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めましたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

正誤表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
目次：第4章第8節(1)	国家...エラー	国家の考察...129
13頁21行目	なかっ。	なかった。
24頁注95	反映	繁栄
36頁注30	ル・ディヴィレック	ル・ディヴェレック
76頁28行目	三つの帰結	四つの帰結
100頁12行目	社会科	社会科学
126頁26行目		文頭1字空け
127頁注303	時本前掲	時本・前掲
153頁25行目		文頭1字空け
166頁28行目	三点	四点
167頁17行目	社会工学的方法の	社会工学的方法が

以 上